

鹿沼市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体の監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年12月9日

鹿沼市監査委員 高 田 悦 夫

鹿沼市監査委員 津久井 健 吉

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

2 監査の期日及び場所

(1) 期日 令和6年8月26日

(2) 場所 鹿沼市役所2階 中会議室

3 監査の対象団体

鹿沼秋まつり実行委員会

4 監査事項

令和5年度に交付した下記補助金についての出納及びその他の事務の執行状況

補助金等の名称	補助金額
鹿沼秋祭り振興事業補助金	6,570,000 円

5 補助対象事業の概要

鹿沼秋まつり実行委員会は、賑わいのあるまちづくりを推進するために鹿沼秋まつり

を主催し、鹿沼の経済活性化、観光の振興、ひとづくり及び地域振興等の目的を達成するために平成 15 年に設立された。補助対象事業は、鹿沼秋まつりの実施に対する支援である。

補助対象事業費の総額は 2,115 万 565 円であり、このうち補助金の割合は 31.1%である。

6 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- エ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- エ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。

7 監査の主な実施内容

- ア 予備監査として、所管部局及び団体より提出された関係資料及び関係諸帳簿に基づき令和 5 年度における補助対象事業の執行状況について確認し、必要に応じ事務の執行状況について書面にて関係職員に説明を求めた。
- イ 本監査として、所管部局及び団体より関係職員の出席を求め、補助対象事務の執行状況等について聴取と質疑等を行った。

8 監査の結果

補助金に関する出納及びその他の事務の執行はその目的に沿って行われており、また経理事務については概ね適正に処理されたものと認められた。

9 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

(2) 意見

- ア 団体について、令和5年度から委員会を代表する委員長が不在となり、対外的にも影響が出ていることから、早期解決を図られたい。
- イ 会計処理について、個人による立替払が見受けられたため、会計規程の概算払を適用する等、適正な支払い業務に努めていただきたい。
- ウ 物価高騰等による団体の負担の増加が見込まれるが、秋祭りの運営について、事業の財源となる税金や寄附金は限られていることから、引き続き事業の効率化に取り組んでいただきたい。